

引き下げアカン！大阪の会通信

生活保護基準引き下げ
違憲訴訟を支える大阪の会
TEL 06-6697-9144
FAX 06-6697-9059
✉ seiho.ikensasaeru.osk@
gmail.com

裁判所は司法の役割果たせ

第20回期日 今年10月に証人・原告尋問を予定

コロナ禍で傍聴人数が制限される中、7月14日に第20回期日が開かれました。4月に担当裁判官が交代したことから、弁護団は第47準備書面でこれまでの主張の全体像を説明。裁判所に対し司法の役割を果たすことを求めました。10月に予定している専門家の証人尋問で、貧困概念の変化や、「ゆがみ調整」・「デフレ調整」の問題点を明らかにすると主張しました。原告の意見陳述に小寺アイ子氏（裏面に要旨掲載）が立ち、期日後は大阪地裁前で報告集会を開きました。

【第47準備書面より】

利用者だけの問題ちゃうで！

引き下げは前例のない大幅なもので、住民税の非課税基準や国民健康保険料や介護保険料の減免基準などのさまざまな制度に連動するため、大きな影響をもたらすものです。そんな大事な基準が、政権党の選挙公約を受けて前例のない乱暴な方法で引き下げられてしまったのです。

3食、食えればええの！？

「貧困とは何か」を問う裁判
裁判では「健康で文化的な

最低限度の生活」とは何かが問われています。「貧困」の概念は時代とともに変わってきました。「肉体的生存を維持できない困窮状態」を貧困とみなす「絶対的貧困概念」から、「その社会で当たり前とされる生活ができない困窮状態」を貧困とみなす「相対的貧困概念」へ、さらに「自分の生活と将来は自分で決めていくという社会参加のあり方が阻害されている状態」を貧困とみなす「社会的排除概念」へと発展してきました。1日3食、食べられればよいというのでは決してありません。大阪の裁判では、貧困論を研究している志賀信夫証人の尋問を通じて、この点を明らかにしていきます。

専門家の知見を

無視したらアカンで！

老齢加算最高裁判決は、生活保護基準を決める時に「高度の専門技術的な考察」を求めています。統計などの客観的数値や、専門家の意見を考慮しなければならないのです。しかし、引き下げは「専門家の知見」を無視して強行されました。国は、専門家が検討していた「ゆがみ調整」につい

てその影響が2分の1になるよう計算し、「デフレ調整」については全く専門家の意見を聞くことなく、恣意的な物価指数を使って計算しました。この点は、統計学の専門家である上藤一郎証人の尋問で明らかにしていきます。

裁判所は少数者の人権救済を

この裁判は、国民に保障された生存権が行政権によって後退・はく奪されたことについて、もう一つの国家権力である司法権によって回復されることを求めるものです。裁判所が、広い行政裁量論の立場で行政判断を追認するのか、裁量に対する統制を利かせて少数者の人権救済という司法の役割を積極的に果たすのかが問われています。裁判所は、専門家や原告本人の言葉に真摯に耳を傾け、三権分立下の司法の役割を積極的に果たすべきです。

専門家の証人尋問

●10月5日（月）10時～16時

志賀信夫証人「貧困論」／上藤一郎証人「ゆがみ調整・デフレ調整」

原告の本人尋問（6人）

●10月19日（月）10時～16時

※いずれも大阪地裁。詳細なタイムスケジュールは後日お知らせ。